

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

上 場 会 社 名 西 部 電 機 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 吉 住 一 成  
コ ー ド 番 号 6 1 4 4 大 証 第 2 部 福 証  
本 店 所 在 地 福 岡 県 古 賀 市 駅 東 三 丁 目 3 番 1 号  
問 合 せ 先 責 任 者 役 職 名 管 理 部 長 藤 岡 敬 正  
T E L ( 0 9 2 ) 9 4 3 - 7 0 7 1

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、定款一部変更の件に関し、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 73 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)ならびに「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行なうものであります。

単元未満株式について権利行使できる内容を明確にするため、規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

株主総会の招集地を明確にするため、規定を新設するものであります。(変更案第 15 条)

株主総会参考書類等の情報開示についてインターネットを利用することができるよう規定を新設するものであります。(変更案第 17 条)

社外取締役、社外監査役および会計監査人が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、社外取締役および社外監査役については、社外適任者の招聘に備えるため、それぞれ会社との間に責任限定契約を締結できるよう規定を新設するものであります。(変更案第 26 条、同第 37 条、同第 45 条)

なお、変更案第 26 条および同第 45 条につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

取締役会をより機動的・効率的に運営するため、取締役会の書面決議が可能となるよう規定を新設するものであります。(変更案第 28 条第 2 項)

第 6 章として、会計監査人に関する規定を明確にするため新設するものであります。

- (2) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行なうものであります。

(3) 上記のほか、会社法等に併せた用語の変更を行なうとともに、字句の修正ならびに条数の変更等、定款全般にわたり、所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以 上

(別紙)

【 定款変更の内容 】

(変更箇所は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(株式の発行総数)</p> <p>第 5 条 本会社が発行する株式の総数は、3,298万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 本会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。</p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行なう。</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、3,298万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 本会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( <u>1単元の株式の数</u>および<u>単元未満株</u> <u>の不発行</u> )</p> <p>第7条 本会社の<u>1単元の株式の数</u> は、1,000株とする。</p> <p>本会社は、<u>1単元の株式の数</u> に満たない株式(以下「<u>単元未</u> <u>満株式</u>」という。)に係る株券 を発行しない。ただし、株式取 扱規程に定めるところについて はこの限りでない。</p> <p>( 新設 )</p> <p>( 株式取扱規程 ) 第8条 ( 条文省略 )</p>	<p>( <u>単元株式数</u>および<u>単元未満株券の</u> <u>不発行</u> )</p> <p>第9条 本会社の<u>単元株式数</u>は、 1,000株とする。</p> <p>本会社は、<u>単元株式数</u>に満 たない株式(以下「<u>単元未</u> <u>満株式</u>」という。)に係る 株券を発行しない。ただし、 株式取扱規程に定めるところ についてはこの限りでない。</p> <p>( <u>単元未満株式についての権利</u> )</p> <p>第10条 本会社の<u>単元未満株式を</u> <u>有する株主(実質株主を含</u> <u>む。以下同じ。)</u>は、次に掲 げる権利以外の権利を行使 することができない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各</u> <u>号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法166条第1項の規</u> <u>定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応</u> <u>じて募集株式の割当ておよ</u> <u>び募集新株予約権の割当て</u> <u>を受ける権利</u></li> </ol> <p>( 株式取扱規程 ) 第11条 ( 現行どおり )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)  第9条 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、本会社では取扱わない。</u></p> <p>(基準日)  第10条 本会社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)  第12条 本会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に依託し、本会社では取扱わない。</u></p> <p>(基準日)  第13条 本会社は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(<u>招集地</u>)  第15条 本会社の株主総会は、<u>本店所在地またはその隣接地において招集する。</u></p> <p>第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 (条文省略)  取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u>  <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、および専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第20条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)  取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>  <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第21条 (条文省略) (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第26条 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長) 第27条 (現行どおり) (現行どおり) <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等) 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行なう。</u> <u>本会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)  第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)  第27条 (条文省略)  監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(常勤監査役)  第28条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(任期)  第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(報酬)  第30条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の議事録)  第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)  第33条 (現行どおり)  監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(常勤監査役)  第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(任期)  第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<del>の</del>終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報酬等)  第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 (条文省略) (新設)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。</p> <p>(監査役会の議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第34条 (条文省略) (新設) (新設)</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第37条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第38条 (現行どおり) <u>監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p> <p>(監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p>第41条 (現行どおり) <u>第6章 会計監査人</u> <u>(選任方法)</u> 第42条 <u>会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第35条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(株主配当金)</p> <p>第36条 株主配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終決の時までとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第45条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第47条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行なう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第37条 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5に定める金銭の分配)を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第38条 株主配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社は、その支払義務を免れる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第48条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</p>

以 上